



県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年7月4日（金） 第10311号

■ 目 次

ページ

規 則

- 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（自然環境課）

2

公 告

- 道路位置の指定（建築課）

4

■ 規 則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十二号

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年群馬県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の見出し中「指定管理鳥獣捕獲事業」を「指定管理鳥獣捕獲等事業」に改め、同条に次の四項を加える。

3 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第九項に規定する従事者証の再交付の申請は、再交付申請書（亡失届出書）により行うものとする。

4 省令第十三条の九第五項の規定による主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の届出は、住所等変更届出書により行うものとする。

5 省令第十三条の九第六項の規定による住所又は氏名の変更の届出は、住所等変更届出書に当該従事者証を添えて行うものとする。

6 省令第十三条の九第七項の規定による従事者証の亡失の届出は、再交付申請書（亡失届出書）により行うものとする。

第三条の二第三項中「軽微事項変更届出書」を「軽微事項等変更届出書」に改める。
第二十六条ただし書中「受けようとする場合に限る。」の下に、「第二条の三の指定管理鳥獣捕獲等事業に関する書類、第三条の二の鳥獣捕獲等事業に関する書類、第六条の二の麻酔銃猟許可に関する書類」を加え、「を提出するときは知事に、それぞれ提出しなければならない」を「については、この限りでない」に改める。
別記様式第二号中

「第9条第9項（許可証（鳥獣捕獲等）又は従事者証）、第15条第7項（指定猟法許可証）、第24条第6項（射撃許可証）、第35条第8項（承認証（承認射撃捕獲等））、第46条第2項（射撃免許）、第61条第5項（狩猟者登録証又は狩猟者記号）」

を

「第9条第9項（許可証（鳥獣捕獲等）又は従事者証）、第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する第9条第9項（従事者証）、第15条第7項（指定猟法許可証）、第24条第6項（射撃許可証）、第35条第8項（承認証（承認射撃捕獲等））、第46条第2項（射撃免許）、第61条第5項（狩猟者登録証又は狩猟者記号）」

に

「第7条第12項（許可証（鳥獣捕獲等））、第7条第13項（従事者証）、第11条の2第10項（承認証（射撃狩猟鳥獣捕獲等））、第15条第7項（指定猟法許可証）、第24条第6項（射撃許可証）、第42条第6項（承認証（承認射撃捕獲等））、第50条（射撃免許）、第65条第10項（狩猟者登録証又は狩猟者記号）」

を

「第7条第13項（許可証（鳥獣捕獲等））、第7条第14項（従事者証）、第11条の2第10項（承認証（射撃狩猟鳥獣捕獲等））、第13条の9第7項（従事者証）、第15条第7項（指定猟法許可証）、第24条第6項（射撃許可証）、第42条第6項（承認証（承認射撃捕獲等））、第50条（射撃免許）、第65条第10項（狩猟者登録証又は狩猟者記号）」

に改める。

別記様式第三号中

「第7条第11項（許可証（鳥獣捕獲等））、第7条第12項（従事者証）、第11条の2第9項（承認証（射撃狩猟鳥獣捕獲等））、第15条第6項（指定猟法許可証）、第24条第5項（射撃許可証）、第42条第5項（承認証（承認射撃捕獲等））」

を

「第7条第11項（許可証（鳥獣捕獲等））、第7条第12項（従事者証）、第11条の2第9項（承認証（射撃狩猟鳥獣捕獲等））、第13条の9第6項（従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業））、第15条第6項（指定猟法許可証）、第24条第5項（射撃許可証）、第42条第5項（承認証（承認射撃捕獲等））」

に改める。

別記様式第五号の二第五号中「禁錮」を「拘禁刑」と改める。
別記様式第五号の四中「軽微事項変更届出書」を「軽微事項等変更届出書」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則別記様式第五号の二の規定の適用については、当分の間、同様式中「拘禁刑」とあるのは、「拘禁刑又は禁錮」とする。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により

提出されている申請書等は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。
4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和7年7月4日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字上野 田字安田倉25-1	延長 57.70 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-1号 令和7年5月19日
2	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字下野 田字森下876-17	延長 34.95 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-3号 令和7年6月23日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111